

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

◎加算の取得状況：介護職員等特定処遇改善加算

◎賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

○資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す職員に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする職員に対する喀痰吸引、認知症ケア、介護支援専門員取得研修等中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

○労働環境・処遇の改善

- ・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
- ・子育てとの両立を目指す職員のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の設置（保育料は、非正規・正規職員ともに無償です。）
- ・フロアミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえ勤務環境やケア内容の改善

○その他

- ・非正規職員から正規職員への転換